



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

1

みどりとうるおいのある環境整備

小分類

1

みどりの保全・
緑化の推進

現況と課題

都市の「みどり」は、人々の感性を磨き、豊かな心を育て、快適で潤いのある生活環境を形成するなど、将来に残すべき市民共有の財産です。また、災害発生時には、避難路、火災の延焼防止帯などとして多様な機能を有しています。さらに、「緑のオープンスペース」は、良好な環境の維持・形成に重要な役割を果たしているほか、都市の安全性の確保、潤いのある都市景観の形成やレクリエーションの場の提供など、多様な役割を有しており、市民生活に欠くことのできないものです。

本市では、市域の7割以上が緑で占められていますが、そのほとんどは東部の山麓丘陵地にあります。このため、市街地の緑化は特に重要であり、市街地における緑地面積等を増加させる必要があります。

「みどり」の保全と緑化の推進のため、緑化の普及・啓発の様々な取組を実施するとともに都市緑化・地域緑化の中心的な役割を担う先導的なモデルとして公共施設の緑化にも取り組んできました。都市緑化基金を活用して民有地の緑化も進めていますが、より効果的に緑化施策を進めるためには、市民と協働、役割を分担することが重要であり緑化活動への市民協働・市民参画につながる事業を継続して実施し、市民のさらなる緑化への意識高揚を図るとともに、緑化活動を行う人材の後継者を育成し、より効果的・効率的に花と緑あふれる地域環境の創出に努める必要があります。

目 標

市民が「みどり」と潤いのある環境を実感できるように、市街地を中心として市民と一体となった「みどり」の保全と創出に努めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
市街地等における 緑地面積の割合	26.02%	↗	30%	

取組の方向

1 みどりの保全と緑化の推進

良好な市街地の環境を形成するため、「みどり」の保全に努め、公共施設や民有地の緑化を推進します。

2 緑化の普及・啓発

市民の緑化意識の高揚を図るため、緑の文化拠点である植物公園を中心とした緑化の普及・啓発に努めます。

3 緑化活動への支援

市民と協働して緑化の推進に取り組むため、緑化ボランティア等市民の主体的な緑化活動への支援を推進します。



緑のウォークラリー



みどりのボランティア活動



まちかどふれあい花壇

関連部門計画

●宇治市みどりの基本計画



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

1

みどりとうるおいのある環境整備

小分類

2

公園・緑地の
有効活用

現況と課題

市内の公園は、子供たちの遊び場であるとともに、近年は地域の高齢者の憩いの場としても利用されるなど公園に求められる役割や機能も多様化しています。このような状況の中、遊具の更新に際しては、地域の要望等も踏まえながら、子供に限らず高齢者等でも使用できる健康遊具を設置し、健康づくりの推進にも寄与しています。また、災害時に備え、炊き出し可能なかまどベンチを設置するなど一時避難所等としての役割を担う市民ニーズに対応した整備に努めるとともに、計画的かつ効率的な維持管理に努めています。

今後は、公園面積や緑地面積を増やすのみではなく、市民が質の高い生活空間として潤いと安らぎを実感できるように努める必要があります。

黄檗公園や西宇治公園などの地区公園は市民の利用が多く、幅広いニーズに対応しながらの整備が必要です。黄檗公園については、計画的に再整備事業に取り組み、防災拠点としての機能強化を図る必要があります。

都市緑化の拠点の役割を担ってきた植物公園については、施設の老朽化も進んでおり、利用者ニーズを分析する中で植物公園のあり方について、また収支改善に向けた対策について検討するとともに、効果的、効率的な都市緑化施策を推進していく必要があります。

目 標

市民に潤いと安らぎのある生活空間を提供するため、公園の整備と機能強化に努め、公園・緑地を有効活用できるように努めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
市民1人あたりの 都市公園の面積	7.6㎡/人	↗	14.79㎡/人	
植物公園入園者数	95,033人	↗	130,000人	

取組の方向

1 公園・緑地の整備

ライフスタイルや市民ニーズの変化に対応するため、地域の実情に応じた公園・緑地の整備を行います。

2 公園・緑地の適正な管理

公園・緑地が安全で快適に利用されるため、ライフサイクルの観点を取り入れた計画的かつ効果的な管理に努めます。

3 植物公園のあり方の検討

効果的、効率的な都市緑化施策を推進するため、利用者ニーズを踏まえ、今日的な視点に立って、植物公園のあり方について検討します。

4 黄檗公園・西宇治公園の活用

市民の幅広いニーズに応えるため、運動施設を備えた黄檗公園・西宇治公園を活用するとともに、黄檗公園を防災拠点として再整備に取り組みます。



黄檗公園



西宇治公園



植物公園

関連部門計画

●宇治市みどりの基本計画



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

2

歴史と景観が調和したまちづくり

小分類

1

歴史と調和したまち
づくりと景観の形成

現況と課題

本市は、世界遺産の平等院・宇治上神社をはじめ、数多くの社寺や、宇治茶に関連する伝統的な家屋も多く残され、歴史的な資産に恵まれています。さらに、宇治川や東部の山麓丘陵地には豊かな自然が残るなど非常に恵まれた環境にあり、優れた都市景観が形成されています。

近年の都市化の進行は、優れた都市景観にも大きな影響を与え、危惧すべき問題を発生させることがあるため、「景観法」に基づく景観行政団体になり、より一層景観行政を進めるための基本的な計画として「宇治市景観計画」を策定するとともに、2015年（平成27年）には、「宇治市風致地区条例」を制定して、良好な景観の形成と風致の維持に取り組んでいます。行政主体の施策のみでは実現できるものではなく、地域住民の主体的な取組や理解を進めることが重要です。今後とも市民がまちづくりへ参加できる取組を推進し、景観への関心や意識を高め、市民が主体となって、屋外広告物も含めた良好な景観の形成と宇治らしい風致の維持を進める手法の検討を行っていく必要があります。

一方、宇治川に代表される自然景観を骨格とし、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園によって構成される独特の宇治の文化的景観が評価され、国の重要文化的景観に選定されました。今後は、景観計画重点区域にあわせ、重要文化的景観地区を拡大する取組を推進するとともに、「宇治市歴史的風致維持向上計画」に沿って歴史的な建造物の修理や道路環境の整備など、歴史的風致の維持向上を図るための事業を推進することで、歴史と調和したまちづくりを進める必要があります。

さらに、伝統的な家屋や良好な景観の形成に重要な建造物の保全や利活用を図ることも重要であり、景観法や文化財保護法、歴史まちづくり法などの法令に基づく各種制度の活用を検討していく必要があります。

また、歴史公園については、国史跡宇治川太閤堤跡の保存・活用を図り、「秀吉と宇治茶」を中心とした宇治の歴史や文化を伝えるとともに、宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場とすることにより、周辺地域と連携して宇治の観光振興及び地域振興を図ることを目的に整備を進めることとしており、歴史公園の課題となっている宇治橋周辺での駐車場の確保を含めて、観光バスのアクセス方法についても検討していく必要があります。

目 標

歴史的な資産と一体となった都市環境を創出するため、地域の歴史・文化・伝統により形成された宇治の文化的景観を保存し、まちづくりに活用するとともに、宇治川太閤堤跡とその周辺地域を含めた歴史と調和したまちづくりに努めます。

住環境整備・景観保全を図るため、地域住民の主体的な取組を支援し、歴史・文化遺産と調和し、また、地域の特性に応じた良好な都市景観の形成への取組を進めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
宇治川太閤堤跡の 拠点整備進捗率	推進	完成	—	平成33年度から平成48年度末 まで運営
重要文化的景観地区選定面積	228.5ha	520.0ha	520.0ha	
景観計画重点区域面積	555ha	555ha	555ha	

取組の方向

1 歴史公園の整備

国史跡宇治川太閤堤跡の保存・活用を図り、宇治の歴史・文化を総合的に分かりやすく伝えるとともに、宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場として整備を進めます。

2 重要文化的景観の保存・活用

重要文化的景観に選定された宇治の文化的景観を守り、市民の誇りにつなげていくため、文化的景観のPRに努めるとともに、保護に必要な修景整備等を進めます。

3 歴史と調和した取組の推進

「宇治市歴史的風致維持向上計画」に沿って、歴史と調和したまちづくりを推進します。

4 景観形成活動への支援

良好な都市景観を保全するため、周辺景観と調和した建築物等への規制・誘導を行うとともに、良好な景観形成への支援を行います。

5 都市景観の保全

市民・事業者・行政の協働による都市景観形成を促進するため、必要な支援を行うとともに、啓発活動を推進します。



史跡宇治川太閤堤跡と宇治川



重要文化的景観

関連部門計画

- 宇治市歴史的風致維持向上計画
- 宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想
- 文化的景観保存計画
- 宇治市都市計画マスタープラン
- 宇治市景観計画



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

2

歴史と景観が調和したまちづくり

小分類

2

文化財保護と
伝統文化の継承

現況と課題

宇治は、豊かな歴史と文化を誇るまちです。中世に成立した茶の湯は、宇治を有数の茶どころとして繁栄させ、日本文化を代表する「茶道」として昇華し、その伝統は今も脈々と引き継がれています。

時を経て今、市民の日常生活の中に営々として息づく伝統文化や年中行事として大切に継承されてきた伝統行事があり、担い手の育成や記録作成などを検証し、保存活動に努める必要があります。

恵まれた歴史と文化を活かしたまちづくりを進めるため、貴重な文化財や伝統行事について市民と行政がともにその重要性を理解し、協働により保護・継承を図る必要があります。

また、世界遺産の平等院・宇治上神社をはじめ、数多くの文化財は宇治の歴史とそこに生きた人々の営みを知ることができる貴重な歴史・文化遺産であり、宇治茶の生業が結び付いて形作られた宇治の文化的景観は、高く評価されています。

さらに、発掘調査による建造物跡や経塚を確認した白川金色院跡、宇治川太閤堤跡の遺跡の発見と国史跡の指定、宇治の美しい景観を代表する宇治橋上流景観の一面を構成している二子山古墳とその周辺丘陵部の史跡・名勝指定に向けた取組など、全国的な重要遺跡の全貌解明と埋蔵文化財に関する情報を発信することにより、文化財の保護に努めています。

一旦失われると二度とは再生できない貴重な文化財を次世代に継承していくため、保全、防災面においても施策の一層の充実に努めるとともに、宇治市文化財まもり隊等地域と連携した防災組織を充実させ、周辺市街地を含めた一体的な防災力の向上を図っていく必要があります。

目 標

恵まれた歴史と文化をまちづくりの基盤とするため、文化財等の重要性についての市民理解を深める取組に努めるとともに、保護・活用に関する取組を推進します。また、市民と行政が協働して文化財防災に関する取組を推進し、貴重な文化財や伝統文化を次代に継承していきます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
有形文化財の保存率	100%	100%	100%	

取組の方向

1 文化財の保護・活用

文化財の保護・活用のため、それらの適切な管理と修理の充実に努めるとともに、文化財をまちづくりに活用します。

2 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財を保護するため、開発等に際して埋蔵文化財等の貴重な遺跡に関する調査研究を推進するとともに、市民・事業者への情報発信の強化を図ります。

3 伝統文化の継承と支援

伝統文化を継承するため、これらに関する調査研究を進めるとともに、市民への情報発信や啓発活動に努めます。

4 文化財防災の推進

文化財防災を推進するため、防災施設の整備を促進するとともに、宇治市文化財まもり隊等地域と連携した防災組織を充実するなど防災力の向上を図ります。



大幣神事



萬福寺大雄宝殿



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

3

快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり

小分類

1

交通安全と
バリアフリーの推進

現況と課題

交通事故の発生件数・負傷者数とも2005年（平成17年）度をピークとして減少傾向にありますが、高齢者が関わる事故の割合は増加傾向を示しています。

高齢者や子どもの交通事故防止の観点から、通学路をはじめとする生活道路において、地域の交通実態に応じて関係機関と協議しながら、子どもから高齢者まで安心して歩くことができるようにさらなる安全対策を実施していく必要があります。

歩行者や自転車が安全で安心して通行できる道路等ハード面の整備とあわせ、市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るとともに、これまでも、交通安全街頭啓発や学校における交通安全教室を実施し、交通安全の推進を図っており、引き続き、関係機関と緊密な連携のもと交通安全対策を進めていくことが重要です。また、全交通事故のうち2割が自転車の関わる事故であることから、「宇治市自転車の安全な利用を促進する条例」に基づき、自転車を安全に利用する方法についての市民理解を深めるとともに、交通ルールが遵守され、マナーが向上するような対策の検討を進めていく必要があります。

また、自転車等駐車場については、駅前における放置自転車を防止し、良好な環境を維持することに効果を発揮していますが、近年、利用台数の減少により収入が減少傾向にあることなどが課題となっているほか、始発終電対応をはじめとする利便性向上への取組も求められています。このことから、「宇治市公共施設等総合管理計画」との整合を図り、自転車等駐車場全体のあり方を定める中で、より効果的・効率的な管理運営を図るとともに規模の適正化についても検討する必要があります。

バリアフリーについては、「宇治市交通バリアフリー全体構想」に沿って、駅施設のバリアフリー化や周辺道路の歩道整備など、駅周辺の一体的なバリアフリー化に取り組んでいます。2014年（平成26年）度には、バリアフリー全体構想を改定し、木幡、黄檗及び伊勢田地区を重点整備地区と位置付け、基本構想を策定しており、この基本構想に沿って、計画的な取組を検討する必要があります。

目 標

子どもから高齢者まで安心して移動することができるように、交通安全に向けた取組と公共施設のバリアフリー化を推進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
交通事故件数	575件	↘	↘	
バリアフリー新法に基づく バリアフリー化済鉄道駅数	10駅	13駅	14駅	

取組の方向

1 交通安全対策の充実

市民の交通安全を確保するため、交通安全教育の実施や各種啓発活動を推進します。

2 駐車秩序の確立

自動車・自転車等の駐車秩序を維持するため、駐車場の運営・整備を行うとともに、駐輪場のあり方について検討するほか、自転車等の放置防止の啓発に努めます。

3 バリアフリー化の推進・促進

高齢者・障害者等の移動を円滑化するため、鉄道駅や周辺道路などをはじめとしたバリアフリー化を進めます。



交通安全教室(幼稚園)



高齢者の交通事故防止啓発

関連部門計画

- 宇治市交通安全計画
- 宇治市交通バリアフリー全体構想
- 木幡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想
- 黄檗駅周辺地区交通バリアフリー基本構想
- 伊勢田駅周辺地区交通バリアフリー基本構想



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

3

快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり

小分類

2

公共交通機関の
整備促進

現況と課題

本市ではJR奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線・京都市営地下鉄東西線の4本の鉄道が都市公共交通の骨格を形成しており、市民の重要な交通手段となっています。

JR奈良線の高速化・複線化第一期事業において、宇治駅橋上化改築、JR小倉駅設置や一部区間の複線化がなされ、京都市営地下鉄東西線の六地蔵駅までの延伸化に伴い、運行本数の増加・高速化が図られました。さらなる市民の利便性の向上のため第二期事業を推進する必要があります。

第二期事業は、2013年（平成25年）度に完成目標年度を2023年（平成35年）度とする基本協定をJR西日本と締結し、環境影響評価を実施の上、2017年（平成29年）度からは市内における本体工事が本格的に開始されています。また、関連事業として、JR六地蔵駅改築やJR新田駅東口新設を予定し、JR西日本と協議を重ねており、その他の関連事業についても市民の安全や利便性の向上といった事業効果等を見極める中で取組を検討することとしています。

一方、市民の身近な交通手段である路線バスは、路線数や主要6箇所のバス停留所の乗降客数は、2004年（平成16年）度をピークに減少に転じています。市民の利用促進や事業者による運行確保に努められたものの、この間の人口減少、少子高齢化の進展、自家用車の普及などによる路線バスの利用者数の減少に伴い、不採算路線が休廃止されるなどバス路線数も減少しました。2014年（平成26年）度からバス路線が休廃止になった地域を対象とした地域住民・交通事業者・市が一体となった地域の公共交通を確保する「宇治市のりあい交通事業」を展開しており、引き続き、地域と協働し、公共交通の確保に努める必要があります。

また、公共交通機関の利用促進を図ることが重要であることから、公共交通機関の利用環境及びサービスの向上を促進することや利用者・事業者・行政等が協力してイベント等を実施することにより全市的な利用促進を図るなど、取組を検討していく必要があります。

将来人口の減少や高齢者などの交通弱者の増加が見込まれる中で、公共交通機関の利用促進による交通手段の転換や地域と協働した交通手段の確保の状況も踏まえ、今後の市の公共交通のあり方についての検討が必要です。

目 標

自動車交通から公共交通機関への利用促進を図るため、公共交通機関の利用環境及びサービスの向上を促進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
市内鉄道駅乗降客数	15.0万人／日	15.5万人／日	16.0万人／日	
主要バス停乗降客数	1.0万人／日	→	→	
バス路線数	52路線	→	→	

取組の方向

1 鉄道輸送力の増強・安全性の向上

利用者の利便性向上のため、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に取り組むとともに、輸送力増強のためJR奈良線的全線複線化、及び安全性の向上のため近鉄京都線の立体交差化などを促進します。

2 市の公共交通のあり方の検討

既存公共交通を維持するため、より利用しやすいバスサービスの向上等により利用促進を図るとともに、本市全体の今後の公共交通のあり方について検討し、市民と協働した交通手段の確保に努めます。



西小倉のりあいタクシー運行記念式典

関連部門計画

●宇治市総合都市交通体系計画



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

4

良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類

1

良好な市街地の
形成

現況と課題

本市は、総面積6,754haのうち、都市計画区域4,654haを都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための地域として、市街化区域2,220haと市街化調整区域2,434haを設定しています。地域の実情に応じた土地利用を誘導し、みどりゆたかで快適なまちづくりを実現するため、JR奈良線の複線化や新名神高速道路の開通などが予定される中で、交通環境及び都市の機能や役割の変化などに留意し、都市計画マスタープランに沿った都市基盤の整備や管理などを計画的に進める必要があります。

あわせて、今後、JR六地蔵駅周辺地域や近鉄小倉駅周辺地域など、地域で異なる課題に対応するため、それぞれ地域のまちづくりについて検討する必要があります。

都市基盤の整備や管理を進めるにあたっては、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害時の都市基盤の早期復旧などの観点から土地境界を明確にする必要があり、2017年（平成29年）度から地籍調査に取り組んでいます。

また、ウトロ地区においては、2015年（平成27年）度から国、京都府、市の連携のもと住環境改善事業に取り組んでいます。

市街地等の計画的な整備を進めるためには、土地利用の規制・誘導を図っていく必要があり、その中心的な役割を果たすものに「都市計画法」と「建築基準法」があります。本市は、「建築基準法」に基づき、特定行政庁として建築確認業務を実施しており、今後も建築確認・検査制度の的確な履行を図り、工事監理や中間・完了検査の実効性を高めることにより適正な建築物の供給を担保していく必要があります。

さらに本市では、これら法規制に加え、市民参加のまちづくり、景観の形成及び開発事業の調整に関する基本的事項について条例に定めることにより、良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るため、2008年（平成20年）度に施行された「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例（宇治市まちづくり・景観条例）」に基づき、地域の特性やまちづくり指針を反映した規制・誘導を行っています。こうした、まちづくりは、行政のみでできるものではなく、市民・事業者・行政の協働が不可欠であるため、新たな地区まちづくり協議会の設置や地区まちづくり計画の認定など、協働によるまちづくりを積極的に促進しています。今後も、市民・事業者・行政が連携・協働して地域の特性を活かした歴史香るみどりゆたかで快適なまちづくりを進めていく必要があります。

目 標

市街地の計画的な整備を進めるため、都市計画の方針を明確にして規制・誘導策を活用しつつ、都市基盤施設の整備に取り組むとともに、市民・事業者・行政が協働して地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むことにより、良好な市街地の形成に努めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
地区まちづくり計画 区域面積	107ha	137ha	138ha	

取組の方向

1 計画的な都市施設・都市基盤の整備

地域特性を踏まえた計画的な都市施設・都市基盤の整備を進めるため、「都市計画マスタープラン」等に沿って事業を展開し、魅力ある都市空間の形成に努めます。

2 協働によるまちづくりの促進

市民・事業者・行政が連携したまちづくりを促進するため、「宇治市まちづくり・景観条例」に基づく地区まちづくり計画を策定するなど良好な居住環境形成に努めます。

3 土地利用の規制・誘導

無秩序な開発事業を防止し、安全で良好な土地利用を促進するため、法規制とあわせて、地域の特性やまちづくり方針を反映した規制・誘導を行います。



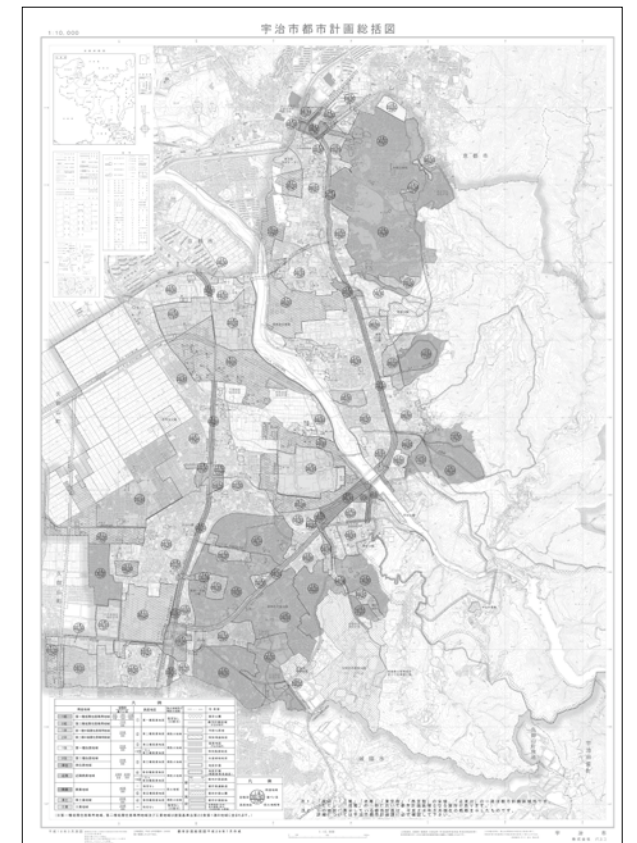
白川区地区まちづくり計画

4 適正な建築物の確保

建築物の安全性の確保を図るため、適正な建築や工事監理を促進するとともに、的確な建築確認・検査制度の履行を図ります。

5 発展を支える都市基盤の整備

今後予定されている新名神高速道路の開通、JR奈良線の複線化による交通環境の変化を踏まえた、都市基盤整備のあり方の検討を行います。



都市計画総括図

関連部門計画

- 宇治市都市計画マスタープラン
- 宇治市みどりの基本計画
- 宇治市景観計画
- 宇治市開発事業ガイドライン



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

4

良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類

2

道路の整備

現況と課題

宇治市域周辺では、京滋バイパスや京都第二外環状道路、第二京阪道路など、広域幹線道路網の整備が進み、2016年(平成28年)度には府道新宇治淀線が開通するなど、市民の利便性は向上しています。また、これまで本市としても、市道黄檗山手線や宇治槇島線をはじめとした幹線道路網を整備し、安全で快適な道路ネットワークの構築に努めてきました。

幹線道路の整備については、2012年(平成24年)度に必要性の低くなった路線の廃止等の都市計画変更を行ったことから、今後、存続となった都市計画道路及びその他必要な幹線道路を含めた各路線の整備について、人口減少、社会構造の変化を見据え、交通需要や利用者ニーズ及び災害時の道路網の確保を踏まえながら必要性、緊急性及び財政状況などを勘案した整備のあり方を検討し、これに沿った取組を推進する必要があります。

また、幹線道路を補完する補助幹線道路等の整備についても、上記の整備のあり方と整合を図りながら、安全で快適な道路環境の整備に取り組む必要があります。さらに、近年の歩行者と自転車の混在による事故等が増えている状況において、歩行者の安全対策はもとより、自転車が安全で安心して通行できる走行空間の確保等についても検討する必要があります。

一方、学校通学路の整備については2012年(平成24年)に京都府亀岡市で発生した通学路での事故を受けて、学校や関係機関などと連携し、2014年(平成26年)度に「宇治市通学路交通安全プログラム」を策定し、児童・生徒の通学路における安全対策に取り組んでおり、今後もこの対策を継続して進めていく必要があります。

JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い利便性・安全性の向上を図るため、JR六地蔵駅、JR新田駅の駅周辺の整備や踏切の改良などの取組を進める必要があります。

道路の維持管理については、適切な施設管理に向けて、定期的な点検や老朽化対策の実施により事故の未然防止に努めるとともに、既存施設の有効活用や主要施設の長寿命化に取り組む必要があるため、橋梁については、2012年(平成24年)度に長寿命化計画を策定し、定期的な点検や計画的な修繕に取り組んでいます。また、市民からの要望等に迅速に対応し維持補修に努めていますが、老朽化した側溝改修等数多くの要望に対応するためには、ライフサイクルコスト低減の考え方を持って計画的かつ効果的な道路の補修・更新を進める必要があります。

目 標

安全で快適な道路環境を整備するため、道路の機能・役割を明確にすることにより、交通需要や利用者のニーズに応じた整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
安全な道路の整備	整備	↗	↗	
既存施設の長寿命化対策 (橋梁)	橋梁3橋	橋梁10橋	↗	「橋梁長寿命化修繕計画」における対策済の橋梁累計

取組の方向

1 道路の整備

災害時も踏まえたネットワークの強化と交通渋滞の緩和のため、必要な幹線道路の整備について検討します。

2 道路の改良

道路の安全性・快適性等を向上させるため、市民ニーズを反映した交差点改良や歩道などの改良を行います。

3 道路の適正な管理

道路を効率的に維持するため、ライフサイクルコストの観点を取り入れた計画的かつ効果的な管理に努めます。

4 私道整備の促進

私道の安全性の確保や適正な維持管理を促進するため、市民からの相談に応じるとともに、助成による私道整備を促進します。

5 駅周辺の整備

J R 奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い、利便性の向上を図るため、駅周辺等の整備を進めます。



宇治国道踏切



駅前広場整備（J R 新田駅東口）

関連部門計画

●大久保駅周辺地区整備構想 ●橋梁長寿命化修繕計画

序 論

基本構想

第3期中期計画

大分類 1

大分類 2

大分類 3

大分類 4

大分類 5

大分類 6

財政見通し

資料



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

4

良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類

3

河川・排水路の整備

現況と課題

本市の中央を流れる宇治川は、過去における大出水の経過を踏まえ、流域の変化に対応するため、国において計画高水量を1,500㎥／秒とした大規模な改修が実施されています。

本市にとって宇治川改修は、治水対策上不可欠な事業であり、早期完成に向けて、引き続き、積極的に事業の促進が図られるように国に要望していく必要があります。

また、本市には、京都府管理の一級河川が9河川あり、京都府によって順次改修工事が進められており、一級河川から上流の本市管理河川は京都府と調整しながら維持・改修工事を進めています。多くの中小河川が氾濫（溢水）し、流域の広い範囲での浸水被害の発生した2012年（平成24年）の京都府南部地域豪雨をはじめ、近年の異常気象による局地的豪雨等の発生状況からも河川改修は急務であり、京都府が策定する「淀川水系宇治川圏域河川整備計画」の早期実施等、上流末端までの完全改修に向け要望するとともに、本市管理河川についても一級河川の整備計画との整合を図り、「普通河川整備計画」の策定に向け検討を行う必要があります。

一方、内水の浸水防除対策としては、都市化の進行に伴う流出水量の増加に加え、近年の異常気象等により都市型の浸水被害等が発生している地域を中心に、一級河川改修計画や「宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画」と整合を図り、排水路等の改修工事を推進するとともに、広域的な対策としては、流末の排水機場の改築更新を検討していく必要があります。あわせて、河川等の定期的な浚渫及び補修など適正な維持管理に努める必要があります。

京都府南部地域豪雨をはじめ近年の局地的豪雨においては、地域に降った雨を排水路に集めて流す従来の方法のみでは対応できず、内水氾濫により道路冠水や家屋などへの浸水被害が頻発しています。これらの対策として西宇治地域の広域的な雨水対策として貯留施設の整備を含めた「宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画」に沿って、計画的に事業に取り組むとともに雨水流出抑制については、市単独での取組のみでなく、市民、事業者などとの連携により雨水流出抑制策の拡充に向けた取組を推進する必要があります。また、排水路等の維持補修については、老朽化した多くの施設改修等に対応するためには、ライフサイクルコスト低減を踏まえ計画的かつ効果的な補修・更新を進める必要があります。

目 標

局地的豪雨等による浸水被害を防ぐため、国や京都府が管理する河川改修の促進を要望するとともに、河川・排水路の改修及び雨水貯留や浸透などの雨水流出抑制策を推進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
河川・排水路の整備	74箇所	113箇所	↗	第5次総合計画期間内の累計

取組の方向

1 河川・排水路の改修

浸水被害を防止するため、「宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画」と整合を図り、河川・排水路の改修の推進に取り組みます。

2 河川・排水路の適正な管理

河川等の流下能力を確保するため、浚渫等の日常管理や老朽化対策に努めるとともに、護岸等の計画的かつ効果的な管理に努めます。



河川改修（戦川）

3 広域の治水対策の促進

一級河川等の改修・整備を促進するため、国や京都府に早期の完全改修及び流末排水機場の能力増強に向けた取組を要望します。

4 流出抑制の推進

局地的豪雨による下流域の浸水被害の軽減のため、市単独での取組のみでなく、市民、事業者などとの連携により雨水流出抑制策の拡充に向け普及・促進に努めます。



排水路改修（小倉5号排水路）

関連部門計画

- 宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

4

良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類

4

良好な住環境の
整備

現況と課題

本市は、京都・大阪への通勤圏に位置し、1960年代（昭和30年代後半）から、都市基盤が未整備のまま急激な宅地開発が進められてきたため、一部の地域においては狭小な住宅が増加することとなり、住環境の悪化を招きました。「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」を定め、良好な居住環境の整備に努めてきましたが、近年は少子高齢社会や人口減少社会の進展、価値観の多様化など住宅を取り巻く状況は、新たな展開を見せています。

バリアフリー化やシックハウス症候群への対応など福祉・健康への配慮、長期使用可能な良質な住宅の形成や省エネルギー型の環境共生住宅など環境面への配慮など地球環境に配慮した住まいづくりを促進していく必要があります。さらに、住宅・建築物の耐震診断・改修等の防災面の配慮に加え、空き家への対策が求められています。

国では、これらの今日的課題に向けた方向性を示すものとして、2015年（平成27年）度に「住生活基本計画（全国計画）」が閣議決定され、少子高齢化・人口減少等の課題を正面から受け止めた新たな住宅政策の方向性が示され、京都府においても2016年（平成28年）度に「京都府住生活基本計画」が策定されました。本市でもこれら国・京都府の計画を踏まえ同年度に「宇治市住宅マスタープラン」を改訂し、住宅行政に取り組んでいるところです。

市営住宅については、日常的に点検・診断を行い、また中長期的な対策として、2013年（平成25年）度に「宇治市公営住宅等長寿命化計画」を策定しており、当計画に沿って、予防保全的な維持管理による長寿命化を推進し、公営住宅ストックの長期活用及び修繕費等の削減を図る必要があります。その一方で、同計画に含まれない老朽化した住宅の建替や用途廃止についても検討が必要となっています。

本市でも少子高齢化・人口減少等の課題を踏まえ、災害に強い居住環境づくりや、空き家の適正管理と有効活用を促進し、既存の住宅ストックを活用しながら子育てを支援する住環境の整備の検討が必要です。

目 標

市民の多様な住宅ニーズに対応するように、安全で快適な住宅の形成を促進するとともに、公営住宅の有効的なストック活用と良好な住環境への整備に努めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
良好な住環境整備の推進	84.3%	98.7%	100%	「宇治市公営住宅等長寿命化計画」 期間内の事業実施予定による数値

取組の方向

1 市営住宅の適正な管理

市営住宅を効率的に維持するため、バリアフリー化等多様な住宅ニーズに対応した良質なストックの活用にも努めるとともに、計画的かつ効果的な管理に努めます。

2 福祉分野との連携

誰もが安心して居住できるようにするため、多様な福祉ニーズを踏まえ、高齢者・障害者をはじめとした福祉施策と連携した住宅施策を推進します。

3 良好な住環境の整備促進

快適な住環境の形成を図るため、社会状況の変化等を踏まえ、空き家の適正管理と有効活用を促進し、既存の住宅ストックを活用した子育てを支援できる住環境の整備を検討します。



市営住宅（黄檗4棟）

関連部門計画

- 宇治市住宅マスタープラン（改訂版）
- 宇治市公営住宅等長寿命化計画



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

4

良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類

5

上水道の基盤の強化

現況と課題

本市の水道事業は、2015年（平成27年）度に山間地域への水道水を安全で安定的に供給するため、簡易水道事業及び飲料水供給施設事業を上水道事業に統合し、2016年（平成28年）度時点では給水人口は、187,647人、上水道の普及率は99.6%となっており、給水に関する整備は概ね完了しています。

近年の水需要の状況は、少子高齢社会の進展や市民の節水意識の向上、節水型機器の普及などにより減少しています。

一方で、水道施設の老朽化や耐震化が喫緊の課題となっており、浄水施設や基幹管路の更新・耐震化のための建設改良費はさらに必要になると見込んでいます。

そのため、水の安定供給に向けて整備拡張を進めてきた浄水施設や基幹管路などについては、水道事業の安定した経営を考慮し適正な施設能力と規模を見定めた更新や配水区域の再編と施設の統廃合などの水道施設の再編成を重点的に取り組んでいく必要があります。

2014年（平成26年）度から「宇治市地域水道ビジョン」の見直しを開始し、施設更新に必要な財源確保と収支バランスについて検討する中で、2016年（平成28年）度に水道料金を改定しました。

今後も、将来の水需要に対応した基盤の強化に努め、適正な受益者負担を考慮した、効果的、効率的な水道事業の経営のもとに日常の水質管理と水道施設の適正な管理に取り組み、安全で安心して暮らすことのできる水道水の供給に努めていく必要があります。

目 標

安全で、安心して暮らせる水道水の供給という基本理念に基づき、将来の水需要に対応した基盤強化に努め、効果的、効率的な水道事業の運営を図ります。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
営業収支比率 (企業固有活動の収益率)	99.1%	90%	107%	
有収率 (料金収入水量の割合)	91.2%	93%	94%	

取組の方向

1 適正な水質管理

安全で安心できる水道水を供給するため、水質管理体制の充実を図り、適正な管理に努めます。

2 水の安定供給

良質な水道水の安定供給のため、水源の確保に努めるとともに、水道施設の再編成及び水道施設の耐震化に努め、給水機能の強化に取り組みます。

3 環境に配慮した事業運営

環境に対する負荷の低減を図るため、水道施設におけるエネルギー使用の効率化やクリーンエネルギーの導入などに取り組みます。

4 計画的、効率的な健全経営

水道事業の健全経営のため、独立採算制の趣旨を踏まえ、広域化や民間委託などの検討を進めながら、効果的、効率的な事業運営に努めます。

5 水道施設の基盤強化

水道施設を維持し将来世代に引き継ぐため、長期的視野に基づいた水道施設の更新・耐震化に取り組みます。



宇治浄水場



水道週間

関連部門計画

- 宇治市地域水道ビジョン
- 宇治市水道防災計画



大分類

5

歴史香るみどりゆたかで
快適なまち

中分類

4

良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類

6

下水道
(汚水・雨水)の整備

現況と課題

公共下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るとともに浸水を防除する重要な都市基盤施設です。

本市の公共下水道(汚水)は、1971年(昭和46年)度の都市計画決定により、地理的条件から宇治川を境界とし右岸に東宇治処理区(計画区域面積843ha)と、左岸に洛南処理区(計画区域面積1,578ha)の2つの処理区を設けています。

東宇治処理区の整備は、単独公共下水道として、1977年(昭和52年)度に事業着手し、2016年(平成28年)度に一部の整備困難地域を除いて完了しました。また、洛南処理区は、京都府木津川流域下水道の関連公共下水道として、1983年(昭和58年)度に事業着手し、整備完了に向けた最終局面を迎えています。

公共下水道の整備が進む中で、公共下水道への接続については、「下水道法」等で供用開始から一定期間内に接続することが法的に義務付けられていますが、水洗化率(公共下水道への接続率)は、2016年(平成28年)度末時点で82.9%に留まっています。接続勧奨等による普及に努めていますが、依然として未接続世帯もあるため、都市基盤施設としての役割及び経営の健全化の観点からも普及対策の強化に取り組み、水洗化率の向上を図っていく必要があります。

公共下水道(雨水)整備事業については、排水機場の整備や改築更新に取り組むとともに、「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」に沿って、西宇治地域の雨水排水の広域的な都市基盤整備として、西宇治地域の低平地部の浸水対策を推進するため、雨水貯留施設や排水路などの整備に取り組んでいます。

本事業は、各地域から早期の整備を望まれており、次期計画として、2018年(平成30年)度から4年間の整備計画を策定し、計画的に事業に取り組む必要があります。

また、東宇治処理区についても、公共下水道(雨水)整備事業の事業拡大に向けた検討を行う必要があります。

公共下水道は、重要な都市基盤施設である一方、事業コストが膨大となっており、2015年(平成27年)度から公営企業会計を導入し、これまで以上に健全経営を意識した取組を進めていますが、下水道使用料のみでは、経営が困難な状況となっています。

今後も、適正な受益者負担を考慮した安定的な財源の確保及び計画的かつ効率的な整備と維持管理を進めていく必要があります。

目 標

快適な生活環境への改善や公共用水域の水質保全及び浸水被害対策を図るため、公共下水道の施設整備を進めるとともに、効果的、効率的な事業運営による経営の健全化を図ります。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
公共下水道普及率 (下水道の整備率)	93.7%	98.3%	↗	
公共下水道接続率 (水洗化の割合)	82.9%	85.0%	85.5%	
雨水貯留施設数	2箇所	9箇所	↗	「宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画」における整備済の雨水貯留施設累計

取組の方向

1 公共下水道の整備

水質保全及び浸水被害の防止のため、管渠・処理場等の下水道施設(汚水・雨水)について計画的、効率的に整備を行います。

2 公共下水道の適正な管理

公共下水道を効率的に維持するため、ライフサイクルコストの観点を取り入れた計画的、効果的な改築・管理に努めます。

3 水洗化の促進

公共下水道整備地域の水洗化率の向上を図るため、未接続家屋等への接続勧奨・指導を行います。



東宇治浄化センター

4 計画的、効率的な健全経営

下水道事業の健全経営のため、効果的、効率的な事業運営に努めるとともに、適正な受益者負担を求めます。

5 内水対策の推進

浸水被害の軽減のため、雨水貯留施設等の整備を計画的に行います。



雨水貯留施設内部

関連部門計画

- 宇治市公共下水道整備計画
- 宇治市公共下水道(洛南処理区)雨水排除計画